

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

城陽市長 奥田 敏晴

市町村名 (市町村コード)	城陽市 (26207)
地域名 (地域内農業集落名)	久津川地区 (久世・八丁・上津屋・平川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(久津川地域の現状について)

久津川地区は木津川の堤外地や、上津屋、平川地区を中心に抹茶の原料となる良質な「てん茶」が盛んに生産されている。伝統的なよしずなどを使用し、遮光調整した最高級のてん茶栽培を行う本ず栽培も行われており、全国茶品評会で産地賞を受賞するなど、高品質な茶が栽培されている。さらに上津屋の浜茶は、平成27年度に『日本茶800年の歴史散歩～京都・山城』を構成する景観、『流れ橋と両岸上津屋・浜台の「浜茶」』として、日本遺産に認定されている。てん茶は、主に認定農業者が生産されている。6次産業化・農商工連携の取り組みとして、茶を用いた産品が誕生している。

また、上津屋、平川地区を中心にトマトが盛んに生産されており、近年では、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業や施設栽培による栽培方法により、気候に左右されにくく、年間を通じた栽培により、生産性の向上を図られている農業者もおられる。また、久津川地区には水田も多く広がっている。

耕作放棄地は城陽市全体のうち約19%と少ない状況となっている。さらに、本地区は近隣市町農業者からの引き合いも多い地区となっている。

(久津川地域の課題について)

現在の当該地区の経営意向として、規模縮小や離農を希望する者が52.9%であり、城陽市の4地区のうちで最も高い割合となっている。また、農用地でも農地を維持できない農業者も見受けられる。

このような現状であることから、規模縮小・離農する意向のある農業者36名の農地を、規模拡大を希望する認定農業者や地域で意欲ある農家、地域に進出意向を持つ新規就農者を初めとする多様な担い手に集積する必要がある。この地域の農業者の45.5%は、農地保全に活躍されており、現状維持の意向もあることから、引き続き、農地を保全していくことが課題となっている。

昨今では稲作農家の高齢化及び米価低迷などによって、次世代に稲作を継続しないことが想定されるため、耕作放棄地が0.49haではあるものの、これ以上増やさないため、法人や認定農業者を初めとする多様な担い手への更なる受委託等を図る必要がある。

また、持続可能な集落とするため、地域内や他集落の認定農業者、地域に進出意向を持つ新規就農者を初めとする多様な担い手が利用及び耕作しやすいような農地にするため、必要に応じて進入路の確保を図るなど、環境の改善を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

特産物のブランド化による安定した農業経営を目指し、久津川地区で多く栽培されている茶については、日本を代表する茶の産地として、伝統技術を守っていくため、京都府の事業を活用し、商品価値の高い良質茶生産の推進を図ることや、6次産業化・農商工連携の取組を通じて、商品開発の促進によりさらなる産地づくりを目指す。

トマトについても、水稻等からの転換により産地の拡大を図る。他にも、今後、想定される担い手不足などの問題を解消するために、新たな取組であるスマート農業等の導入により、高品質及び省力化を推進する。

また、多様な担い手の参画による農地の保全・活用により、農地が耕作放棄地にならないよう、次の世代への農地の継承を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	確認中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	－ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

北城陽中学校の東側部分以外の農業振興地域内の農用地区域を設定する。その他、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者(耕作者)での管理を原則とするが、規模縮小の意向が出た場合は、対象地域内の規模拡大の意向がある認定農業者を初めとする多様な担い手に利用調整を行い農地の集積・集約化を行う。その際は、必要に応じて進入路の確保を図るなど、耕作しやすい環境を講じる。 また、認定農業者が農地を引き受けできない場合は、対象地域外の認定農業者に利用調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画達成のための協議の場を通じて、農地中間管理機構の活用を促し、規模拡大を希望する農業者や地域に進出意向のある農業者を初めとする多様な担い手への農地集積を進め、農地利用の効率化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
規模拡大を希望する農業者への農地集約に向けた用排水設備(農道、水路、ポンプ)の整備について、農家組合、土地改良区が行政の支援を活用しながら維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業の担い手の支援及び、後継者・新規就農者を初めとする多様な担い手の育成について、京都府山城北農業改良普及センター、(一社)京都府農業会議現地推進役、城陽市、JAと連携して行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の取組に向けて、JA等との協議を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・茶を始めとする生産者の担い手の育成による生産量の維持・拡大を通じた生産額の拡大
 ・当該地区の新規就農者を初めとする多様な担い手の支援
 ・認定農業者や農業法人・地域の意欲ある農家を初めとする多様な担い手への農地集約に向けた農道、用排水路の整備